

多様な人材を活用するための法的留意点 ～フリーランスへの業務委託とスポットワーカーの雇用～

働き方の多様化が進む中、フリーランスへの業務委託やスポットワーカーの雇用は、企業にとって身近な選択肢となっていますが、トラブルを未然に防ぐ観点から、正しい法令理解と適切な対応が重要となります。

本セミナーでは、業務委託を行うにあたって事業主が押さえるポイントとスポットワーカーを雇用する際の実務上の留意点について、専門家がわかりやすく解説します。

10月27日(火) 14:00～16:00

フリーランスの現状と
業務委託するための考え方

- ・フリーランス法の概要
- ・フリーランスの就業環境の整備
(フリーランス募集情報の的確表示義務、妊娠出産育児介護に対する配慮義務、ハラスメント対策義務、中途解除等の事前予告義務など)

10月29日(木) 14:00～16:00

フリーランスの労働者性の判断と
スポットワーカー雇用時の実務対応

- ・フリーランスの「労働者性」
(労働基準法における「労働者性」、労働組合法における「労働者性」)
- ・スポットワーカーを雇用するケース(実務上の留意点)
(労働契約の成立時期、使用者都合の直前キャンセル、労働条件の明示、労働時間管理、労災保険など)

講師

弁護士 宇賀神 崇 氏

会場

江東区亀戸文化センター5F 第1・第2研修室
(江東区亀戸2-19-1カメラアプラザ 裏面地図参照)

対象

使用者・人事労務担当者
テーマに関心のある方

定員

50名(要事前申込・先着順)

申込方法

インターネットまたは電話でお申し込みください。

申込先

東京都労働相談情報センター亀戸事務所 事業普及担当 電話03(3682)6321
インターネット [はたらくネット 労働セミナー](#) で検索

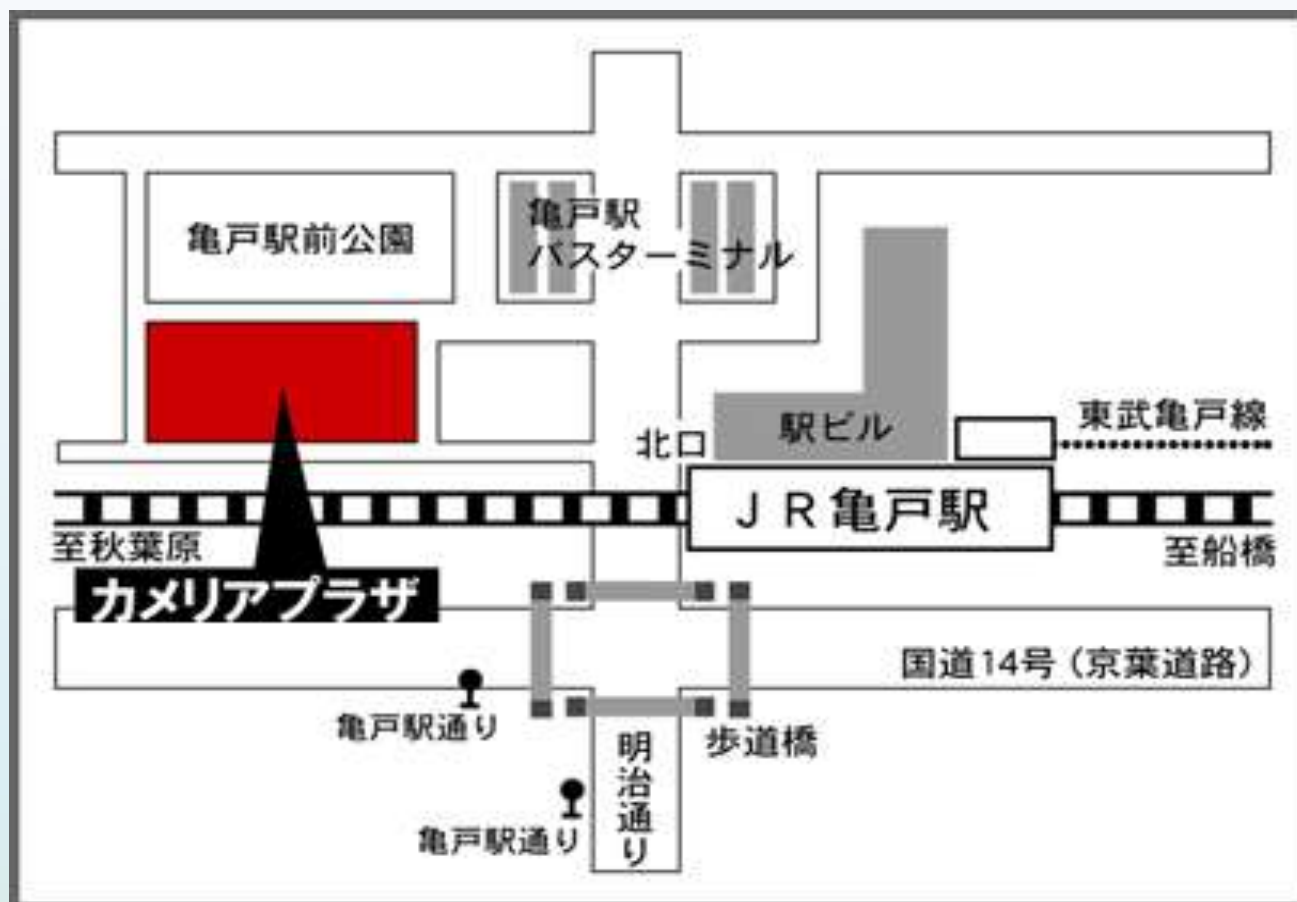
※右記の二次元コードからもお申込みいただけます。



主催

東京都労働相談情報センター 亀戸事務所

会場案内図



江東区亀戸文化センター 第1・第2研修室（カメラアプラザ5F）
（江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ）

〔アクセス〕

JR総武線「亀戸駅」・東武亀戸線「亀戸駅」
北口下車 徒歩3分

※天災等による交通機関の運行の影響等やむを得ない事情により、セミナー開催を中止または延期することがあります。中止・延期の際はHP「TOKYOはたらくネット」でお知らせいたしますのでご来場前にご確認ください。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。